道路運送法の改正に伴う地域公共交通会議の所掌事項の変更について

一般乗合旅客自動車運送事業の(運賃)協議会について

- ▶ 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法 上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協 議に参加することとした
- ▶ また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

Ⅲ 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、<u>運賃等について</u>関係者間の協議が調つたときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもつて足りる。

施行規則 9条の2概要

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は(活性化)協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施 など を想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公 聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映 させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長(又は知事)が住民の意見を代表する者として指名する者

資料:関東運輸局作成

西東京市地域公共交通会議設置要綱

第 1 設置

西東京市における需要に応じた市民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために、地域の実情に応じた運送サービスの実現に必要となる事項等を協議するため、西東京市 地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

第2 所掌事項

交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

(2) 西東京市交通計画に掲げられた施策の推進に関すること。

- (3) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条第1項に規定する地域公共交通計画の作成又は変更及び実施に関すること。
- (4) その他交通会議が必要と認めること。

第3 交通会議の構成員